

すさみ町立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

すさみ町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

すさみ町で働く教職員の時間外在校等時間、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を定め、教育職員の業務量・健康確保の適切な管理を行うもの。

すさみ町教育振興基本計画で掲げる「豊かな学びを通して、かしこく、やさしく、たくましく、未来を生きる人を育むふるさと・すさみの教育」の実現には、教職員が心身ともに健康で、誇りとやりがいをもって職務に専念し、専門性を最大限発揮できる環境の整備が不可欠である。

本計画がめざす「働き方改革」は、単に労働時間を削減することに留まらず、教職員が「限られた時間の中で最大の成果を出す」という意識を醸成し、業務の「精選」と「効率化」を徹底することで、本来担うべき指導業務に注力できる時間を創出することにある。

働き方改革を通じて、教職員が事務作業を効率化し、創出された時間で子どもと向き合う時間や授業改善の時間を確保できるようにする。

すさみ町教育委員会は、本計画を学校と連携して総合的に推進し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、教職員のウェルビーイングを確保し、すさみ町の未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を実現することをめざす。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていく。

(2) すさみ町の現状

○すさみ町では、学校の教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

- ・勤務時間管理の徹底
- ・校務支援システム、保護者連絡システムの導入や教員業務支援員の配置による事務負担の軽減
- ・不登校支援員、訪問支援員の配置により家庭訪問等の業務の軽減
- ・すさみ町部活動の方針に基づく休養日や1日の活動時間の遵守
- ・町教委への提出書類の削減
- ・町教委主催の各種主任者会の精選

○こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度12月末現在で平均月45時間を上回る教職員は小学校で27%。中学校は0%であった。（80時間を上回る割合は小中共に0%）

とはいえ、中学校では、部活動の指導等の業務の負担が大きくなっており、外部指導者の活用等を図るとともに地域移行の取組を進めることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○デジタル技術の活用により、保護者への連絡や教材研究などの校務を効率化し、「G

IGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、15.7%から50%にする。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

○本計画において達成を目指す目標は次のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1ヶ月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
- ・ 1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
- ・ 管理職は面談等を丁寧に行い、仕事におけるストレスの軽減に努める。

3. 計画の期間

令和8年度～令和11年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

(i) 学校以外が担うべき業務

○登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時間の見直しを推進。保護者、地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

○学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・ すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金について、歳入歳出予算に組み入れる対象範囲や徴収手続き等の精査を進め、徴収金業務の標準化や集金業務の一元化ができるシステムの導入を検討する。

○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・ 令和9年度中に、首長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(ii) 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答

- ・ 校務支援システムや保護者連絡システム等の機能や、和歌山県域アカウント

(GoogleWorkspace) を活用することによって、町から学校に発出する調査の回答に係る事務負担を軽減する。

- ・調査内容、回答方法などを精査し、学校の事務負担を軽減する。

○部活動

- ・活動時間の適正化を図り、部活動指導員の配置拡充等を進める。令和9年度中に部活動の地域展開を実現する。

(iii) 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員等の配置を継続する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的な知見を活用しつつ、教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会において、福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回は実施することで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・教育課程柔軟化サキドリ研究校事業を推進することで、1単位時間を小中ともに5分短縮し、児童生徒の実態を踏まえ教育目標実現に向けた取組がより柔軟にできるようにする。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・1ヶ月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善を図る。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対

して取得を促進する。

- ・令和8年度中に、学校における定時退校日を月1回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に3日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
 - ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に努め、関係部局・関係機関とともに取り組む。
 - ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
 - ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
 - ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
 - ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。